

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.010

処 分 名	建築物等の移転又は除却の認可
処 分 の 概 要	施行者は、仮換地を指定し公共施設の変更・廃止の工事を施工する必要がある場合は、建設物を移転・除去することができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 1 項
審 査 基 準	個別の申請において具体的な判断をせざる得ないものであって、具体的な基準を定めることができないため、設定しません。
標準処理期間	極めて例外的なものであり申請者の意見を聞き個別に判断する必要があるため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html</a>

■土地区画整理法

(建築物等の移転及び除却)

**第七十七条** 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下これらをこの条及び次条において「建築物等」と総称する。）を移転し、又は除却することが必要となったときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができる。

(仮換地の指定)

**第九十八条** 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

(使用収益の停止)

**第百条** 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、換地計画において換地を定めないこととされる宅地の所有者又は換地について権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めないこととされる権利を有する者に対して、期日を定めて、その期日からその宅地又はその部分について使用し、又は収益することを停止させることができる。この場合においては、その期日の相当期間前に、その旨をこれらの者に通知しなければならない。